

第3 屋内タンク貯蔵所

1 貯蔵所の定義

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10 国消甲予発第17号通知)

2 指定数量の求め方については次によること。(★)

一の屋内タンクにあっては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の屋内タンクにあっては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、危政令第5条第2項の規定によるものとする。

(場所の制限)

危政令第12条第1項第1号

1 建築物

平家建のタンク専用室は、独立した建屋とすること。

ただし、連続する他の用途部分との間に防火上有効な小屋裏に達する耐火構造の壁体を設けた場合は、この限りでない。(★)

(相互間の距離)

危政令第12条第1項第2号

1 相互間の距離

屋内貯蔵タンクとタンク専用室の屋根（屋根がない場合は、上階の床）との間に0.5m以上の間隔を有すること。(★)

(標識・掲示板)

危政令第12条第1項第3号

1 標識、掲示板

「標識、掲示板」については、別記9「標識、掲示板」によること。

(容量制限)

危政令第12条第1項第4号

1 容量制限

一のタンク専用室において、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクを二以上設置することにより、その容量の合計が指定数量以上になるときは、屋内タンク貯蔵所として規制する。(★)

(タンクの構造)

危政令第12条第1項第5号

(さびどめ)

危政令第12条第1項第6号

1 さびどめのための塗装

「さびどめのための塗装」については、「屋外タンク貯蔵所」の例によること。

(通気管・安全装置)

危政令第12条第1項第7号

1 アルコール貯蔵タンクの通気管

アルコール貯蔵タンクの通気管にあっては、危省令第20条第2項第1号及び第2号に適合した同条第1項第2号の大气弁付通気管を設置することは差し支えない。(S37.10.19 自消丙予発第108号質疑)

(自動表示装置)	危政令第12条第1項第8号
(注入口)	危政令第12条第1項第9号
(ポンプ設備)	危政令第12条第1項第9号の2

1 ポンプ設備の周囲

ポンプ設備の周囲には点検、修理等のため適当な空間を保有すること。(★)

(弁)	危政令第12条第1項第10号
(水抜管)	危政令第12条第1項第10号の2
(配管)	危政令第12条第1項第11号
(配管の耐震措置)	危政令第12条第1項第11号の2
(壁・柱・床・はりの材料)	危政令第12条第1項第12号
(屋根材)	危政令第12条第1項第13号
(窓・出入口)	危政令第12条第1項第14号
(ガラス)	危政令第12条第1項第15号
(床)	危政令第12条第1項第16号

1 不燃材料及び耐火構造

「不燃材料及び耐火構造」については、別記6「**不燃材料と耐火構造**」によること。

2 延焼のおそれのある外壁

「延焼のおそれのある外壁」については、別記10「**建築物の延焼のおそれのある範囲**」によること。

3 床の傾斜及び貯留設備

「床の傾斜及び貯留設備」については、「製造所」の例によること。

(しきい)	危政令第12条第1項第17号
(採光・照明・換気)	危政令第12条第1項第18号
(電気設備)	危政令第12条第1項第19号

1 しきいの高さ

「しきいの高さ」については、貯蔵する危険物の全量が収容できるしきいの高さとするか、又はこれにかわる「せき」を設けること。この場合における「せき」は、鉄筋コンクリートブロック造とするほか、当該「せき」と屋内貯蔵タンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。(★)

(平家建以外の建築物に設置する屋内タンク貯蔵所の基準)	危政令第12条第2項
(場所制限)	危政令第12条第2項第1号
(表示装置)	危政令第12条第2項第2号

1 計量装置等

危政令第12条第2項第2号に規定する「危険物の量を容易に覚知することができる場合」とは、自動的に危険物の量が表示される計量装置、注入される危険物の量が一定量に達した場合に警報を発する装置、注入される危険物の量を連絡することができる伝声装置等が該当する。(S46.7.27 消防予第106号通知)

(ポンプ設備)	危政令第12条第2項第2号の2
(壁・柱・はり・床)	危政令第12条第2項第3号
(屋根材料)	危政令第12条第2項第4号
(窓)	危政令第12条第2項第5号
(出入口)	危政令第12条第2項第6号
(換気設備)	危政令第12条第2項第7号
(流出防止)	危政令第12条第2項第8号

1 流出防止構造

危政令第12条第2項第8号に規定する「屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しないような構造」とは、出入口のしきいの高さを高くするか、又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に収納されている危険物の全容量が収納できるものであること。

(S46.7.27 消防予第106号通知)